平成２６年（フ）第１４２４号
札幌市白石区菊水２条２丁目３番13号　シェソワウエスト403号
債務者　竹野　美華
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４４３号
北海道江別市元町３番地の36
債務者　山本　信一
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５７８号
札幌市白石区菊水元町７条４丁目５番21号　サンプレイズ55―103号
債務者　戸沢　美樹
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８号
北海道北見市常呂町字土佐16番地39芳山共同住宅102号
債務者　鈴木　一臣
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
群馬県高崎市上佐野町53番地１　オリエンタルコーポ小林Ａ202号
債務者　堀口　静枝
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２６４号
相模原市中央区青葉１丁目３番11号
債務者　廣川かず子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２６６号
相模原市中央区相模原４丁目７番２号　モナークマンション相模原参番館709
債務者　岸　　秀人
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３６７号
静岡県浜松市南区鶴見町1270番地
債務者　渡邉　　勲
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６８６号
堺市西区津久野町３丁29番23―405号
債務者　追野　雅子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７２９号
大阪府大阪狭山市池之原４丁目18番地の14―315号
債務者　山野　大輔
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７４５号
堺市中区深阪1952番地　サン・オーク205号
債務者　髙橋　重幸
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７９３号
大阪府羽曳野市高鷲８丁目46番地の１
債務者　河野　昭人
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８０２号
堺市南区桃山台１丁５番５―101号
債務者　近野　雄二
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
長崎県長崎市岩川町10番15号　伊藤ハイム505、旧住所長崎県長崎市稲佐町39番１号
債務者　森永　えみ
1　決定年月日時　平成26年10月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２１号
愛知県あま市森３丁目12番地５　キャトルセゾン101号下地恵方、住民票上の住所愛知県稲沢市高重中町146番地１　朝日ビル１Ｆ
債務者　下川百合子
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５２４号
名古屋市緑区大高町字上塩田48番地の１　グランコート大高グランデ803号
債務者　板東　　正
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５９４号
名古屋市港区十一屋２丁目185番地、従前の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘203号
債務者　樋口　睦美
1　決定年月日時　平成26年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部